

平成21年8月17日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目13番1号

大成ロテック株式会社

取締役社長 氏原 完典

株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、平成21年6月25日（木）開催の第52回定時株主総会において、大成建設株式会社を完全親会社として、当社を完全子会社とする株式交換を実施することを決議いたしました。

本株式交換に伴い、株式交換の効力発生日である平成21年10月1日（木）の前日〔平成21年9月30日（水）〕の最終の当社の株主名簿に記録された株主の皆様（※）に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、大成建設株式会社の普通株式0.70株の割合をもって大成建設株式会社から割当て交付されます。

対象となる株主の皆様におかれましては、振替制度上で新株式が割当て計算されますので、割当てに際して一切の手続きは必要ございません。

大成建設株式会社より「株式交換による新株式の割当てに関するご通知」を平成21年11月中旬旬（予定）にご送付申し上げますので、ご所有株式数をご確認ください。

また、株式交換に際しての株式の割当て方法や端数株式の処分等につきましては、後記の「1. 「大成建設株式会社」普通株式の割当て方法」に記載のとおりご案内申し上げます。

なお、本件につきましてご不明な点がございましたら、最終ページに記載の株主名簿管理人までお問合せください。

※ 本ご案内は、平成21年3月31日の最終の当社の株主名簿に記録された株主の皆様にお送りしております。

敬 具

記

1. 「大成建設株式会社」普通株式の割当て方法

平成21年9月30日（水）の最終の当社株主名簿に記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社普通株式1株につき、「大成建設株式会社」の普通株式0.70株の割合をもって大成建設株式会社から割当てられます。

（ご参考） 現在のご所有の当社普通株式に「大成建設株式会社」普通株式が、どのように割当てられるかについては、次の例をご参照ください。

＜例1＞1,450株ご所有の場合

割当て比率の0.70を乗じると「大成建設株式会社」普通株式1,015株が割当てられます。

＜例2＞1,234株ご所有の場合

割当て比率の0.70を乗じると「大成建設株式会社」普通株式863.8株が割当てられます。

0.8株につきましては、「2. 端数株式の処分について」でご案内しておりますように、端数株式処分代金としてお支払いいたします。

（ご注意）

「大成建設株式会社」普通株式は1単位（売買単位）は、1,000株であります。

従いまして、999株までの株式は単元未満株式となり、市場での売買はできず、買取請求・買増請求の対象となります。

2. 端数株式の処分について

(1) 端数株式について

割当て比率0.70を乗じた結果生じる1株に満たない端数株式につきましては、端数株式に応じてその端数株式処分代金を大成建設株式会社からお支払いいたします。

(2) 端数株式処分代金の支払時期について

割当て計算の結果生じる1株に満たない端数株式処分代金は、平成21年11月中旬に大成建設株式会社から送付予定の「端数株式処分代金領収証」によりお受取ください。

3. 割当て交付された「大成建設株式会社」普通株式のお取り扱い

「大成建設株式会社」普通株式の割当て結果につきましては、大成建設株式会社から平成21年11月中旬発送予定の「株式交換による新株式の割当てに関するご通知」をご覧ください。

4. 株式交換の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成21年9月25日（金）	当社株式上場廃止日	平成21年9月25日（金）からは当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成21年10月1日（木）	株式交換効力発生日 新株式売買開始日	平成21年10月1日（木）以降、「大成建設株式会社」普通株式として売却できます。
平成21年11月中旬	新株式の割当てに関する 通知発送日（予定）	

5. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当社の単元未満（1,000株未満）株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成21年9月24日（木）まで	当社の「株式取扱規則」に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。
平成21年9月25日（金）から 平成21年9月30日（水）まで	上場廃止に伴い、証券取引所での当社株式の売買が停止されますので、この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) 「大成建設株式会社」の単元未満（1,000株未満）株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成21年10月1日（木）以降 （効力発生日）	「大成建設株式会社」の「株式取扱規則」に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。

6. 単元未満株式の買増請求について

(1) 当社の単元未満（1,000株未満）株式の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成21年9月10日（木）まで	当社の「株式取扱規則」に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買増請求書」にてご請求ください。
平成21年9月11日（金）から 平成21年9月30日（水）まで	当社の「株式取扱規則」に基づき、この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) 「大成建設株式会社」の単元未満（1,000株未満）株式の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成21年10月1日（木）以降 （効力発生日）	「大成建設株式会社」の「株式取扱規則」に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式買増請求書」にてご請求ください。

なお、ご不明の点は、下記の株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

本件に関する	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4
郵送先および	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問合せ先	電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル） フリーダイヤル 利用時間 土・日・祝祭日を除く9:00～17:00

以 上